

東京都環境影響評価条例施行規則（昭和五十六年東京都規則第百三十四号）新旧対照表（抄）

改正案	現行																				
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第七十九条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一から別表第五まで（現行のとおり）</p> <p>別表第六（第五十一条関係）</p> <p>良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域</p> <table border="1" data-bbox="280 549 1106 979"> <thead> <tr> <th>区市町村</th> <th>地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一から十まで (現行のとおり)</td> <td>(現行のとおり)</td> </tr> <tr> <td>十一 豊島区</td> <td>池袋一丁目、池袋二丁目、上池袋二丁目、西池袋一丁目、西池袋二丁目、西池袋三丁目、西池袋五丁目、東池袋一丁目、東池袋二丁目、東池袋三丁目、東池袋四丁目、東池袋五丁目、南池袋一丁目、南池袋二丁目及び南池袋三丁目</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第七（現行のとおり）</p> <p>別表第八（第六十一条関係）</p> <p>評価書案等の提出時期</p> <table border="1" data-bbox="280 1142 1106 1295"> <thead> <tr> <th>対象事業の種類</th> <th>提出時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一から八まで (現行のとおり)</td> <td>(現行のとおり)</td> </tr> </tbody> </table>	区市町村	地域	一から十まで (現行のとおり)	(現行のとおり)	十一 豊島区	池袋一丁目、池袋二丁目、上池袋二丁目、西池袋一丁目、西池袋二丁目、西池袋三丁目、西池袋五丁目、東池袋一丁目、東池袋二丁目、東池袋三丁目、東池袋四丁目、東池袋五丁目、南池袋一丁目、南池袋二丁目及び南池袋三丁目	対象事業の種類	提出時期	一から八まで (現行のとおり)	(現行のとおり)	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第七十九条まで（略）</p> <p>別表第一から別表第五まで（略）</p> <p>別表第六（第五十一条関係）</p> <p>良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域</p> <table border="1" data-bbox="1176 549 2002 979"> <thead> <tr> <th>区市町村</th> <th>地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一から十まで (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>十一 豊島区</td> <td>池袋一丁目、池袋二丁目、上池袋二丁目、西池袋一丁目、西池袋二丁目、西池袋三丁目、西池袋五丁目、東池袋一丁目、東池袋二丁目、東池袋三丁目、東池袋四丁目、南池袋一丁目、南池袋二丁目及び南池袋三丁目</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第七（略）</p> <p>別表第八（第六十一条関係）</p> <p>評価書案等の提出時期</p> <table border="1" data-bbox="1176 1142 2002 1295"> <thead> <tr> <th>対象事業の種類</th> <th>提出時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一から八まで（略）</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区市町村	地域	一から十まで (略)	(略)	十一 豊島区	池袋一丁目、池袋二丁目、上池袋二丁目、西池袋一丁目、西池袋二丁目、西池袋三丁目、西池袋五丁目、東池袋一丁目、東池袋二丁目、東池袋三丁目、東池袋四丁目、南池袋一丁目、南池袋二丁目及び南池袋三丁目	対象事業の種類	提出時期	一から八まで（略）	(略)
区市町村	地域																				
一から十まで (現行のとおり)	(現行のとおり)																				
十一 豊島区	池袋一丁目、池袋二丁目、上池袋二丁目、西池袋一丁目、西池袋二丁目、西池袋三丁目、西池袋五丁目、東池袋一丁目、東池袋二丁目、東池袋三丁目、東池袋四丁目、東池袋五丁目、南池袋一丁目、南池袋二丁目及び南池袋三丁目																				
対象事業の種類	提出時期																				
一から八まで (現行のとおり)	(現行のとおり)																				
区市町村	地域																				
一から十まで (略)	(略)																				
十一 豊島区	池袋一丁目、池袋二丁目、上池袋二丁目、西池袋一丁目、西池袋二丁目、西池袋三丁目、西池袋五丁目、東池袋一丁目、東池袋二丁目、東池袋三丁目、東池袋四丁目、南池袋一丁目、南池袋二丁目及び南池袋三丁目																				
対象事業の種類	提出時期																				
一から八まで（略）	(略)																				

<p>九 終末処理場の設置又は変更</p>	<p>(現行のとおり)</p> <p>(一) (現行のとおり)</p> <p>(二) 下水道法第四条第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)又は第二十五条の十一第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定に基づく協議の申入れ</p> <p>(三) (現行のとおり)</p>
<p>十から二十六まで (現行のとおり)</p>	<p>(現行のとおり)</p>

別表第九から別表第十二まで (現行のとおり)

別記第一号様式から第四十九号様式まで (現行のとおり)

<p>九 終末処理場の設置又は変更</p>	<p>(略)</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 下水道法第四条第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)又は第二十五条の三第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定に基づく協議の申入れ</p> <p>(三) (略)</p>
<p>十から二十六まで (略)</p>	<p>(略)</p>

別表第九から別表第十二まで (略)

別記第一号様式から第四十九号様式まで (略)